

令和3年度 京都府・京都市への要望と回答の概要

[文責：京親協事務局]

I 行財政改革について(京都市のみ)	京都府の回答概要	京都市の回答概要
<p>8月に策定されました「行財政改革計画」において、補助金の見直し、国や他都市の水準を上回っている施策等の見直しを実施すると掲げられておりますが、障害のある人が豊かに暮らすために必要な障害福祉サービスについては、これまでの取組が後退することのないようにご配慮いただきますよう、強くお願いします。</p> <p>また、やむを得ず縮減される事業については、「持続可能な行財政への道筋」が見え次第、復活していただきますようお願いいたします。(京都市のみ)</p>		<p>市の財政状況は危機的な状況にあり、行財政改革を実施しない場合には、財政再生団体へ転落するといった危機的な状況に直面している。「行財政改革計画」では、財政再生団体への転落を確実に回避し、市債償還用の基金を計画外に取崩している現状からの脱却に向け、持続可能な行財政への道筋をたてるため財政構造の抜本的な改革を着実に実行するものとなっている。</p> <p>財政再生団体となれば、財政運営に国の強い関与を受け、市独自施策の実施が困難となり、大幅なサービス低下をせざるを得ない。</p> <p>具体的な改革期間は令和3～7年度の5年間であるが、3～5年度の3年間を「集中改革期間」と位置づけ、集中的な改革を行うこととしている。</p> <p>障害福祉をはじめとした医療福祉のサービス維持は、市民の命と健康を守るため必要不可欠であると認識しているため、施策を将来にわたって進めていくためにも、理解・協力をお願いしたい。</p>
<p>II 地域生活支援施策について</p>		
<p>障害のある人が地域で自立を目指した生活を送るうえで住まい、医療、安心・安全は欠かせないものです。どこで誰とどんな暮らしをするのかを自らの意思のもとで選びとれることを保障するとともに、その暮らし方を全面的にバックアップするための施策を推進してください。</p>	<p>京都府では、障害児福祉計画・障害福祉計画を策定し、施策を実施している。その中でも、社会参加と自立促進に向け、計画の理念のもと課題やニーズに沿った施策を行っている。</p> <p>京都府予算の確保に加え、毎年国へ要望も行き財源確保に努めている。</p>	
<p>1 グループホームをはじめ、地域での生活を支援するための施策を強化充実してください。</p>		
<p>(1) 障害者福祉計画に設定された数値目標を達成するため、建設を検討している事業所等と連携し、グループホームを建設・整備できるようご配慮をいただくとともに、地域生活支援拠点の配置の充実をお願いします。</p>	<p>障害福祉計画での数値目標を定め、それを目標として、施設整備・サービスの充実に努めているが、未だ充足はしていない。(数値目標は今後も上げていかないとけない)</p> <p>そのため、地域にバランスの取れた整備計画を進め、市町村の計画推進のバックアップを行っていききたい。</p>	<p>京都市では、グループホームの創設と増築を優先的な補助対象として、助成を行っている。今後とも、整備費助成を行う。また、グループホームの整備が進むよう、市から交付する整備費補助金のベースとなる国庫補助基準額の引上げ及び国庫補助率のかさ上げ等について、引き続き国に対して要望していく。</p>
<p>(2) 重度重複障害のある人の暮らしの場の選択肢は限られております。重度重複障害者や医療を必要とする人が利用できるグループホームの建設・整備に特段のご配慮をお願いします。</p>	<p>障害者総数からいえば、重複の方の数は少ないが、そのような方でも必要なサービスが受けられるよう、国の補助金を活用しながら施設整備によって必要な施設を優先的に採択しているところ。</p> <p>施設整備に関する相談・申請数は多く、全てをくみ上げられるわけではなく、重点的などころを優先しているのが実情である。</p>	<p>重度・高齢化する障害者の受け入れを可能とする日中サービス支援型グループホームについては、スケールメリットを活かした支援を可能とするため、施設設置に必要な土地・建物が大きくなることで、事業者の初期投資への負担が多くなることから、京都市ではこれまでから、積極的に日中サービス支援型グループホームに対し、施設整備補助を行っている。</p> <p>包括型のグループホームと同様に国庫補助基準額の引上げ及び国庫補助率のかさ上げ等について、引き続き国に要望していく。</p>

<p>(3) 福祉と建設など、関係する行政部門の連携を密にし、グループホームの建設において大きな障害となっている建築基準法や福祉のまちづくり条例(下線分京都府のみ)の適用を弾力的にしてください。</p>	<p>福祉のまちづくり条例等の関係課と連携、情報提供を行っている。 個別事例があれば個別に相談をお願いしたい。 また、国に対しても、障害福祉関係のグループホームの設置において等、既存の建物について「一定の基準を満たせば、弾力的な運用ができるよう示してほしい」と要望しているところである。</p>	<p>建築基準法の一部改正により、戸建住宅等を他用途とする場合、建築基準法に適合させる大規模工事が不要となる等、規制緩和や手続きの簡素化が図られている。さらに、民間活力を生かした整備を基本に、国に対して、国庫補助金の予算増額をはじめ、過度な規制の適用とならない弾力的な運用等の国土交通省と連携した関係法令等の整合性の確保等について要望に努める。 市街化調整区域については、都市計画法により、開発行為はもとより、開発行為を伴わない建築物の新築、用途変更等の建築行為について制限がある中、京都市では、例外的に市街化区域で採算に見合うまとまった土地の確保が困難な広域型特別養護老人ホームの整備は認められているが、市街化区域での地域密着型特養を同時に整備し地域生活や周辺地域とのつながりを確保することを特定要件の一つとしており、障害のある方が地域で生活するための基盤となる役割を果たすグループホームの整備については、特養に比べて小規模での整備が可能であることや地域移行の趣旨からも、例外的な取扱いとなることは難しいと考えている。引き続き、社会福祉施設の用地取得費を国庫補助の対象とする等、国庫補助の充実を要望していく。</p>
<p>(4) 空き家や公営住宅(URを含む。)をグループホームや共同住宅として積極的に活用する施策を展開してください。</p>	<p>グループホーム事業を実施する法人の相談に乗りたいと考えている。行政がグループホームをつくる施策には現状になっていないため、当該(府障害者支援課)又は地域の保健所に相談いただきたい。</p>	<p>「向島ニュータウンまちづくりビジョン」の取組として、地元住民や福祉事業者が参加するワーキンググループ「暮らし安心ワーキング」を開催した。ワーキンググループの協議の中で障害者グループホーム事業の実施についての提案があり、都市計画局、保健福祉局で連携しながら検討を進めてきた。 その結果、令和3年度には市営住宅を活用し、障害者グループホーム事業を開始した。 公営住宅を活用したグループホームの取扱いは、公営住宅法上、「住居用途」以外の使用として空き室を使用することになっており、京都市においても活用は可能となっている。国に対して、目的外使用ではなく「住居用途」として扱う等の弾力的な取扱いが可能となるよう、国土交通省と厚生労働省が連携して関係法令の整合性を確保することを要望している。</p>
<p>(5) 国土交通省の「民間住宅を活用した住宅セーフティネット事業」を積極的に推進し、障害のある人の住まいの場の拡充を推進してください。</p>	<p>今年度11月時点の数字は12,000戸の実績があり、昨年度から倍増となっている。これは京都市分の件数が増加したことによる。本住居については、優先的に入居できるというより、障害者が申し込んでも断らないということである。要配慮者専用住宅は12,000戸の内、14戸(1棟)ほどである。この数字が増加すればより安心して暮らせると考えている。</p>	<p>高齢者や障害のある方等、住宅の確保に配慮が必要な方は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」において、住宅確保要配慮者として居住支援の対象とされている。 民間住宅を活用した住宅セーフティネット事業については、セーフティネット住宅供給促進モデル事業として、家賃補助・家賃債務保証料補助、改修費補助を実施している。 京都市居住支援協議会(すこやか住宅ネット)において、国のセーフティネット住宅制度に先駆けて、高齢であることを理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の登録制度等を実施するとともに、法で規定する高齢者等住宅確保要配慮者の入居に対する家主や不動産業者の不安を軽減するための取組を進めている。 現在、障害のある方への居住支援の対象拡大に向け障害保健福祉推進室と都市計画局が連携し、居住支援協議会において、障害分野と不動産分野の関係者による検討会議等による議論も踏まえ、障害理解の動画配信を実施する等、不動産業者への理解促進やバックアップの方法を検討する。</p>

<p>(6) 地域支援に当たっては障害のある人のそれぞれの暮らしの実態に沿った支援が必要です。 一人暮らしの障害者や重度障害者が利用出来る具体的な支援の仕組みを充実するとともにサポートができる人材を育成してください。</p>	<p>京都府では毎年、相談専門支援員研修等により、情報提供及びスキルアップを図っている。 また、相談専門支援員研修カリキュラムに、児童分野の内容も組み込んだ研修内容とし、スキルアップを図っている。</p>	<p>一人暮らしの障害のある方が緊急時の支援を見込むことができない場合や、一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方については、一般相談支援事業所が常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談やそのほか必要な支援を行う地域定着支援を利用することが可能となっている。 また、一人暮らしの障害のある方で理解力や生活力に不安がある方が、自立した日常生活を営むため、事業所の定期的な巡回訪問や相談対応等により、助言や関係機関との連絡調整等を行う自立生活援助を利用することが可能となっている。 その他、「京都市障害者休日・夜間相談受付センター」を設置し、保健福祉センター、福祉事務所及び障害者地域生活支援センターの相談対応時間と合わせて全ての障害のある方に24時間365日の相談体制を構築するとともに、休日、夜間の区役所・支所の閉庁時間帯に生じた緊急事態への対応を支援する「京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業」を実施し、切れ目なく支援を提供する体制の整備に努めている。 基幹相談支援センターによる相談支援専門員スキルアップ研修を実施し、相談支援において必要な知識や技術を身に付け、障害のある方より良い支援につなげることを目的に、相談支援専門員の資質向上を図る。</p>
<p>(7) 自宅で家族と暮らす人が一人暮らしに移行しようとする場合にも「自立生活援助」が利用できるように対象を拡大してください。</p>	<p>家族と同居の場合であっても、家族の障害・疾病によって支援が厳しい場合には、自立生活援助制度活用の可能性があり、個別具体的な事例となるため市町村へ相談いただきたい。 なお、疑問点等があれば、当課（府障害者支援課）及び保健所に問い合わせいただきたい。</p>	<p>サービス利用に係る対象者要件については、国から示されている取扱いのもと判断し、支給決定を行っている。自宅で家族と暮らす人が一人暮らしに移行する場合の利用については、国において規定されていないので、拡大することはできないが、今後、柔軟な対応ができるよう国に要望することを検討する。</p>
<p>(8) バリアフリートイレへのユニバーサルベッドの設置については、整備が進んできていますが、駅や公的施設・機関にさらに設置が進むよう啓発・指導をお願いします。</p>	<p>既存場所の改修については、スペース確保が難しい等厳しいところがあるのも実情である。京都府においては条例により積極的に推進されるよう取り組んでいる。 いろいろな方が使いやすい多目的トイレ等の推進を図る。</p>	<p>京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例及び施行規則により、対象施設についてユニバーサルベッドの設置を努力義務として規定するとともに、「みやこUD人にやさしい施設づくり事例集」において、多機能トイレへのユニバーサルベッドの設置を推奨するなど、普及の取組を進めている。 また、「みやこユニバーサルデザイン審議会 利用しやすい施設づくり部会」では、駅舎等の大規模改修に際し設計段階から意見聴取を行っているが、ユニバーサルベッドの設置についても意見をいただき、事業者に対応を求めている。 障害のある方が安心して外出するためには、ユニバーサルベッドの設置など、バリアフリートイレの充実が重要であると認識しており、今後も事業者に対する適切な助言及び利用マナーも含めて普及啓発に努める。</p>
<p>2 障害児者家族への支援を強化してください。</p>		
<p>(1) 高齢の家族と障害のある人が同居している場合、家族全員が生活しやすく効率的な包括的サービスを享受出来るような制度を作るよう国に働き掛けてください。 また、それが実現するまでの間は、京都府・京都市において介護保険・障害福祉サービス事業者がスムーズに連携出来るようなモデルとなる仕組みを作ってください。</p>	<p>障害福祉サービスについては、「包括的なサービスの享受や地域の障害者が生活しやすい制度となること」を大前提とし、そこから各施策へと繋がるよう、だれもがくらしやすい社会を念頭に国へ要望している。</p>	<p>高齢者と障害児者が同一事業所からサービス提供を受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度の両方に共生型サービスが平成29年度から制度化され、高齢者や障害のある方へ同一事業所が包括的にサービス提供できる仕組みができた。国において、共生型サービスの更なる充実を推進しており、引き続き国の動きを注視する。 65歳を迎える障害者について、平成26年度に京都障害者自立支援協議会に「介護保険部会」を設置し、利用者に応じたサービスの検討が適切かつ円滑になされるよう、障害福祉関係者と介護保険関係者の両方で現状の課題と対応策を検討している。</p>

<p>(2) 高齢の親は子が入所施設から帰省した際に、子を連れて外出することが困難であり、帰省をためらいがちです。地域生活支援のため、入所施設利用者が一時帰省時に外出する際にも移動支援サービスを利用できるようにしてください。</p> <p>また、京都市では今年度から重度障害者等就労支援特別事業が実施され、障害のある人への支援が広がったところです。高齢の親にとって負担となる事業所への通所時にも移動支援サービスが利用できるなど、柔軟に取り扱われるよう市町村に働きかけてください。(京都府) 支援サービスが拡大されるようにお願いします。(京都市)</p>	<p>前段については、国に対し、サービス改善に向けた要望を行っているところ。</p> <p>京都市が実施している重度障害者等就労支援特別事業については承知しているところであるが、移動支援事業については、市町村が実施主体となる地域生活支援事業で実施され、各地域の実情に応じて行われるため、限られた予算の中ではあるが市町村の相談には乗らせていただきたい。</p>	<p>移動支援等のガイドヘルプサービスは、基本的に施設入所中は利用できない。</p> <p>療養介護は病院において機能訓練等を行うものであり、病院内のみでの支援が前提となることから、外出・外泊時に当たって、移動支援の利用が可能である。施設入所支援中であっても、施設入所支援の報酬が全く算定されない場合に限り、利用は可能である。共同生活援助利用中についても一時帰宅を含め、グループホーム外に限り利用することはできる。日中活動系サービスや短期入所の利用者についてもサービス利用時間外(対象者の身体が入所先がないとき)であれば可能である。</p> <p>ガイドヘルプサービスは、国制度優先のため、要件に該当するのであれば移動支援より優先して行動援護や同行援護の支給決定を受ける必要がある。</p> <p>京都市では、重度障害のある方の就労機会の拡大、就労継続をサポートするため、通勤や職場等における支援を令和3年9月から実施している。対象者は、①重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方②民間企業で雇用されている方、又は自営業者で通勤や職場における支援が必要な方③1週間の所定労働時間が10時間以上の方④京都市居住者のすべてに該当する方を対象としている。</p> <p>事業所への通所時については、国の要綱に基づき就労継続支援A型及びB型事業所利用者については本事業の対象外としている。</p>
<p>(3) 埼玉県や北海道栗山町では、ケアする家族に対する理解と支援を推進するためのケアラー支援条例が施行されました。京都府・京都市においてケアラー支援条例についての検討状況を教えてください。</p>	<p>今現在、ヤングケアラーについては検討が進んでいるところ。</p> <p>最初の相談を受けるケアマネージャー・相談支援専門員へのアンケートを行い、実態把握に努め、それを踏まえ、条例の必要性を検討したい。</p> <p>また、必要に応じて関係者のヒアリングを行いたいと考えている。</p>	<p>ケアラー支援についての条例制定は予定していないが、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」において、「地域で自立して生活できる仕組みづくり」を施策目標に掲げるとともに、令和3年3月に行った中間見直しでは、「障害のある人の家族への支援」を新たに目標に掲げており、家族の負担軽減の視点も持って、地域における障害福祉サービスの充実や利用促進、研修会の実施や関係団体とも連携し相談体制の整備等に取り組んでいく。</p>
<p>3 災害時における障害のある人の安全確保施策を充実してください。</p>		
<p>(1) 災害時・緊急医療時における障害のある人の命の平等を基本とした安全確保施策を充実してください。</p> <p>また、慣れない環境で暮らすことが困難な人に配慮し、身近な施設に速やかに福祉避難所が開設されるよう図ってください。</p>	<p>災害時の避難は非日常のため、慣れない方がいることは承知しているところである。また、次により、少し時間がかかるものもあるが、順次市町村が対応していると認識している。</p> <p>①避難者要支援者名簿の作成(市町村) ②災害対策基本法改正による「個別避難計画の作成努力義務化」(昨年3月)</p> <p>福祉避難所の設置義務は市町村にある。また、一般避難所と福祉避難所(コーナー)の2つがあり、従来は一般避難所へ行き、必要に応じて福祉避難所等必要な場所を探し、再度避難をお願いしているが、個別避難計画が決定されれば、その時間が省略できる可能性が大いにある。障害を有している=福祉避難所というわけではなく、障害特性等個別の状況を踏まえ、個別具体的に判断されたい。</p> <p>防災計画に基づく避難訓練については、各自治体でも実施しているところであり、障害者自身も積極的に避難訓練に参加していただき、気づき・課題点を共有することで今後の訓練に活かしたい。</p>	<p>一般避難所について、水災害、土砂災害等の発生又は発生のおそれがある場合は、避難勧告等の避難情報を発令している。避難情報は、緊急速報メール、テレビのデータ放送等により伝達しているが、携帯電話等を持たない避難行動要支援者を対象に、避難情報伝達システムにより、自宅の固定電話又はFAXに情報を発信している。引き続き、あらゆる手段を用いて要配慮者に配慮して避難情報の伝達に取り組む。</p> <p>避難所での対応は避難所ごとに運営マニュアルを策定し、福祉スペースの設置など、要配慮者にも優しい避難所づくりに取り組んでいる。(令和3年7月時点で436箇所中424箇所において避難所運営マニュアル策定済)</p> <p>洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に位置する要配慮者施設に対しては、水防法及び土砂災害防止法で避難確保計画の作成が義務づけられており、対象となる市内1,695施設の内、1,648施設で計画が作成されている。要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と計画に基づく訓練の実施について、支援、指導していく。</p>

		<p>福祉避難所について、災害発生時に一般の避難所では避難生活が困難であり、一定の配慮を要する方を対象とした福祉避難所を開設することとしている。避難する福祉避難所の選定に際しては、普段利用している施設が福祉避難所として開設可能な場合は、当該施設への移送を基本とすることなどを京都市福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインで定めている。</p> <p>福祉避難所事前指定施設が一つでも増えるよう、事業所を運営する法人等へ直接働き掛けを行い、事前指定施設数の拡充に取り組む。</p> <p>重度障害者の個別避難計画作成等推進事業として、単身の重度障害者（障害支援区分6）を対象として平成31年度～令和2年度に、伏見区役所本所管内・深草支所管内で、令和3～4年度に、右京区役所・西京区役所本所管内・洛西支所管内でモデル的に事業を実施している。個別避難計画の作成等に関する同意を得られた重度障害者との面談による聴取、避難行動に際して地域の関係機関等から協力を得られる関係作りに取り組み、個別避難計画の作成を進めている。</p>
<p>(2) 避難所生活が困難な障害のある人にも健康面での配慮及び生活物資や情報が届く仕組みを確保してください。また、コロナ禍での避難所開設時においては、障害のある人への配慮をお願いします。</p>	<p>ユニバーサルデザインをはじめとする避難所の整備に加え、コロナ禍を踏まえた避難のあり方が現在求められている。状況に応じて、迅速な検討を進めていきたい。避難所開設等の主体は市町村であるが、京都府としても市町村と連携して早く実現させたい。</p>	<p>地域の避難所は、避難者のための対策活動だけでなく、地域の被災者の食料、物資等の共有、情報の収集・連絡等、様々な災害対策活動の拠点と位置付けている。在宅避難の際の食料も、避難所をはじめとする備蓄倉庫に備蓄しているの、必要な情報と共に、地域の避難所で受け取ることができる。引き続き、各区役所・支所の防災担当、自主防災会等と連携し、各避難所で策定した運営マニュアルに基づき、基本方針である要配慮者にも優しい避難所づくりに取り組む。</p> <p>福祉避難所について、災害発生時に、市及び地域団体が連携し、在宅の要配慮者の安全調査を行うこととしている。安全調査で把握した在宅の要配慮者について、生活状況、健康状態、環境衛生等を勘察し、適切な救護策や保健福祉サービスの提供につなげる。</p> <p>福祉避難所においては、運営ガイドラインにおいて、既存の福祉資源の活用に加えて、どのような立場の人にも情報が届く工夫として、ラジオやテレビ、筆談用の紙等を施設に用意するよう依頼している。</p> <p>生活物資については、福祉避難所となった施設から区災害対策本部に対して、受入人数等を報告することによって不足する物資の調整等を行うこととしている。</p> <p>令和2年11月、京都市福祉避難所運営ガイドラインの別冊として、新型コロナウイルス感染症対策編を定めるとともに、福祉避難所事前指定施設にマスク等の衛生物資を配備し、福祉避難所における新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。</p>
<p>Ⅲ 新型コロナウイルス対策について</p>		
<p>新型コロナウイルス感染拡大により甚大な被害や支障が生じ収束の兆しが見えません。このウイルスとは今後、共生の覚悟が必要とされています。とりわけ、障害のある人にとっては日々の生活への支障、健康への不安、精神的苦痛は多大です。感染拡大防止や経済再建など課題は山積しておりますが、障害のある人の暮らしを守るために次の取組をお願いします。</p>		

<p>1 コロナ禍により雇用環境が悪化していますが、そのしわ寄せが弱者にいかないよう、障害のある人への取り組みを強化してください。</p>	<p>コロナ禍に関わらず、問題等が発生した場合に障害者・高齢者・生活困窮者等配慮が必要な方に影響が出やすいことは承知している。 京都府では、ジョブパーク等、能力向上のための就労支援、個人の能力を踏まえた雇用・採用の必要性について事業主に依頼しており、しわ寄せがいかない工夫を行っている。 今後も、労働担当部局と連携し、障害のある方が自立できる社会の実現を目指していきたい。</p>	<p>就労支援の取組について、京都市では国・府・市の関係行政機関や民間企業など様々な機関等が参画する「京都市障害者就労支援推進会議」を核として、福祉施設から一般就労への移行や、長期就労に向けた定着支援のため「京都市障害者職場定着支援等推進センター」において就職先の訪問や相談等により障害のある人に寄り添った支援を進めている。 企業等の雇用する力の向上のための支援策として、障害者雇用に関心のある企業等の人事担当者等を対象に、先進的に障害者雇用に取り組む企業の事例発表やセミナーの開催など、障害者雇用に意欲・関心のある企業での雇用創出支援にこれまでから取り組んでいる。</p> <p>コロナ禍のため、企業における職場実習が低調であり、民間企業等での就労を目指す、障害のある人に対する支援策として、市の職場で実習等を行う「障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業」を実施するなど、障害のある人の企業就職に向けた支援策を行っている。 令和3年3月1日から、障害のある人の法定雇用率が現行より0.1%引き上げられるとともに、対象となる民間企業の事業主の範囲が従業員45.5人以上から43.5人以上に広がったことから、障害のある人の雇用機会が一層拡大することが見込まれる。 市としては、これらの状況を踏まえ、障害のある人が、意欲と能力と適性に応じ生きがいと働きがいを持って働くことができるよう、関係機関等と協働した就労支援や障害者雇用の更なる拡充に向けた取り組みを推進する。</p>
<p>2 感染時あるいは濃厚接触時の対応に不安と懸念を抱いています。特に、親が感染した場合に親に代わって看護する体制の整備が必要です。昨年の要望時点で、配慮している旨の回答をいただきましたが、その後の対応状況を教えてください。</p>	<p>コロナに感染した場合、京都府では入院コントロールセンターでの一括管理を行っている。その中で、障害のある方が感染した場合、身内の方が感染した場合等、それぞれの対応を検討しているところ。 家族等の感染により残されたのが障害者の場合、濃厚接触者として家に残って生活を行う場合の障害福祉サービス利用の可否等の問題についても、京都府では補助金を活用して感染防止等に係る施設整備を行っている。しかしながら、地域差等もあり、一律に充足できている状況ではないため、感染した場合を事前に想定し、他家族との連携・相談をお願いしたい。</p>	<p>障害者福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについては、訪問系サービス、生活介護等の通所系サービス、居住系サービスの種別ごとに、フロー図等による分かりやすい手順や対策ポイントを明示した「感染症対策の手引き」を作成しており、京都市情報館ホームページで公開するとともに、それぞれの事業所へ周知している。 障害のある人や家族向けの場合は、感染防止対策や新型コロナウイルスに感染した場合の対応等について分かりやすくまとめたガイドラインを作成し、公表した。障害のある人が在宅生活を送る上で、必要不可欠なサービスが継続的に提供できるよう通知しており、今後も必要に応じて、関係機関と連携・調整を図る。</p>
<p>3 障害福祉施設職員がPCR検査を定期的に受診できるようにしてください。 また、保健所が多忙な中で、感染の疑いがあった場合、民間のPCR検査についても有効と認められ対応できるようお願いします。</p>	<p>障害福祉職員を対象としたPCR検査：週1（感染拡大期）、月1（通常期）、今後の予定は未定であるが、必要に応じて検査頻度等を検討したい。 無症状者の早期発見に努め、クラスターを防ぎたいと考えている。</p> <p>PCR検査費用について、行政検査は無料、それ以外は自費が実情であり、ご理解いただきたい。 行政検査はこれまでの知見から、濃厚接触者や感染の範囲について見定め、実施しているところである。無症状者のための検査キットも活用しながら感染防止対策に努めていきたい。</p>	<p>PCR検査は、症状や経過から感染の疑いがある患者等について、確定診断を下すために行うものであり、要望のような検査は、医学又は公衆衛生の観点からは、実効性のあるものとはいえないことから、実施する予定はない。 市においては、医療機関や福祉施設等における集団感染対策として、PCR検査についての独自基準を設け、利用者や職員に感染が確認されたときは、施設の構造や職員の動線を考慮しつつ、症状の有無に関わらず医師の判断の下、必要とされた方全てについて、検査を行っている。 加えて、現在では多くの医療機関で検査が実施できる体制が確保されており、症状がある場合は、まずは身近な医療機関に相談いただき、医師が必要と判断した場合、速やかにPCR検査を受検できる仕組みを構築している。 引き続き、医療、公衆衛生の観点から、必要な検査体制を確保していく。</p>

<p>4 感覚過敏等によりマスクが着けられないことに対する社会の理解が不足しており、公共施設の利用を拒否されるなど障害のある人の生活に大きな制約が生じています。感染予防対策が十分理解できない人がいること及び家族あるいは支援者が本人の特性に沿った予防策をとっていることを理解されるよう、スポーツや文化関連の公共施設事業者や飲食店経営者などに啓発するとともに事業者向けの対応マニュアルを作ってください。</p>	<p>事例集等も活用し、周知を図りたいと考えている。窓口によって対応にはばらつきがあることも承知しており、事例・対応方法を担当者等知ってもらうことから、周知・広報を行っていききたい。</p>	<p>感覚過敏等によりマスクを着けることができないといった困難を抱えている人がいることは、昨年度障害者団体の皆様から意見を聞き、事業者等に理解を促すため、市のホームページや市民しんぶん等で事例を紹介した。</p> <p>引き続き、障害特性によってマスクを着用することが困難な方がおられることや、家族や支援者が本人の特性に応じた感染予防策をとっていることなど、障害に対する社会の理解が深まるよう、周知啓発に取り組む。</p> <p>今般作成した「障害を理由とする差別解消のための事例集」に、障害特性によってマスクが着けられないことを理由に入店を断られたという事例を掲載しており、市民や民間企業等に広く配布する。</p>
<p>5 コロナ禍対応には莫大な経費を要すること及び経済への打撃が拡大しておりますが、それを理由に障害福祉に係る予算が削減されることのないよう、他府県や市町村とも連携して(京都府)京都府や他の政令指定都市とも連携して(京都市)、強く国に申し入れてください。</p>	<p>京都府においても、コロナ禍にかかわらず情勢に影響を受けやすいことは承知しているため、要望いただいているとおり国に対し強く要望しているところである。</p>	<p>市の財政状況については、前述のとおりであるが、国に対しては、必要な財政措置を行い、支援策の実施・拡充を行うよう求めている。今後も引き続きあらゆる機会に国に対し要望していく。</p>
<p>6 障害のある人やその家族へのワクチン接種について、引き続き配慮をお願いします。</p>	<p>現状、希望者の2回めの接種率は7割以上である。</p> <p>合理的配慮については、大規模接種会場に行けない、長時間待つことが難しい等障害特性に応じて柔軟に対応するよう、国からも通知が出ているところであり、市町村についても周知の上、配慮を実施している。</p> <p>今後の検討のため、要望・気づき等ワクチン接種体験のフィードバックを積極的にお願いしたい。</p>	<p>難病や重度障害のある人のワクチン接種については、事前に必要な配慮事項を障害保健福祉推進室まで連絡いただき、いただいた内容を集団接種会場の担当者に伝達することで、集団接種会場における合理的配慮を実施している。</p> <p>3回目接種については、国において2回目接種を終了した者の内、概ね8か月以上経過したものを対象に、1回の追加接種を行うとされており、接種対象の範囲や開始時期は明確に決まっていないが、詳細な方針が示され、接種が実施される際には、引き続き、合理的配慮に努める。</p>